

## 1. 計画の概要

### ■計画の背景・目的

- ・南海トラフ地震の発生により、強い揺れや沿岸部の津波により、大きな被害が想定。
- ・東日本大震災における「くしの歯作戦」とよばれた道路啓開が速やかに展開され、緊急輸送体制の早期確立に高い効果。
- ・県内の被災に対する活動のみならず、甚大な被害が予想される太平洋側へのアクセスルート確保が期待。
- ・啓開すべき防災拠点、ルート、被災情報の収集と情報提供の方法、災害時における各機関の**手続き・体制構築の方法を事前に定め、これを関係機関と共有を図り、迅速かつ効率的な道路啓開を目指す。**

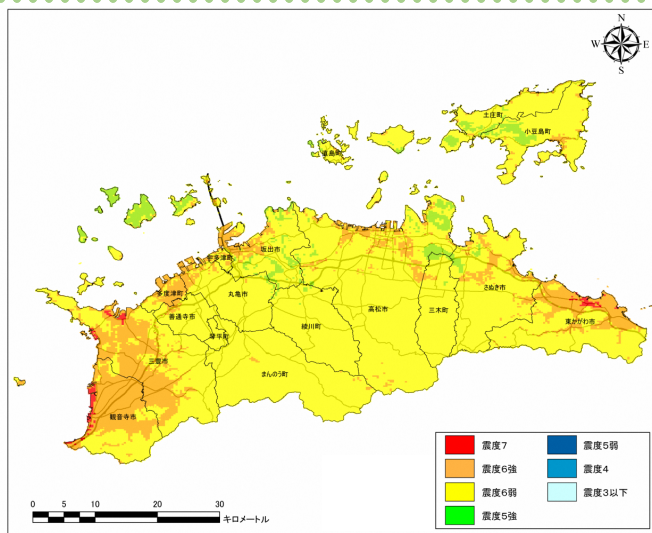


図 香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



### 香川県道路啓開計画

香川県道路啓開計画で定める内容

- ・内閣府の具体計画の**緊急輸送ルート**及び四国広域道路啓開計画の**進出ルートを優先した県内の啓開ルート**
- ・県内の道路啓開や救援活動を実施する際に必要な**拠点**
- ・県内の啓開ルートにおける**具体の啓開方法**
- ・県内における**各関係機関の役割や連携方法** 等

香川県道路啓開計画策定協議会【計画策定主体】

四国地方整備局、香川県警本部、香川県消防長会事務局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、陸上自衛隊、(一社)香川県建設業協会、香川県危機管理総局、香川県健康福祉部、香川県土木部

図 本計画と上位計画及び関連計画

### ～検討経緯～

- 第1回協議会  
平成28年 9月14日  
『香川県道路啓開計画策定協議会』を設置
- 第2回協議会  
平成28年12月20日
- 第3回協議会  
平成29年 3月23日

## 2. 事前の備え

### ■拠点の設定

「内閣府の具体計画」、「四国広域道路啓開計画」、「香川県地域防災計画」等で定められた拠点を基に、災害対応を行うため早期にアクセスすべき拠点を検討した結果、155 の施設を選定し、**救命活動や広域輸送活動の観点**などから**第1次と第2次拠点として設定。**

### ■啓開ルートの設定

拠点を結ぶ路線を啓開ルートとし、**連絡する拠点の重要度等に応じて緊急輸送道路を中心に、第1次及び第2次啓開ルートを設定。**

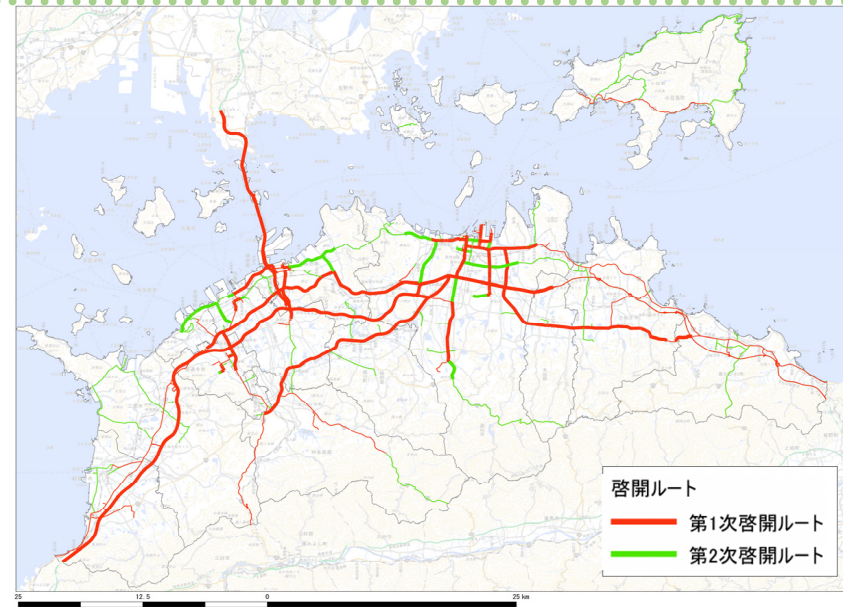


図 香川県道路啓開計画 啓開ルート

拠点	考え方	代表的な拠点
第1次拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「内閣府の具体計画」に定める拠点</li> <li>・「四国広域道路啓開計画」に定める出発拠点</li> <li>・災害拠点病院</li> <li>・一次(広域)物資拠点支援施設等</li> </ul>	高松空港、サンメッセ香川等 国営讃岐まんのう公園等 県立中央病院、香川労災病院等 民間企業の物流施設
第2次拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県緊急輸送道路ネットワーク計画」のうち重要な拠点</li> <li>・二次(地域)物資拠点</li> </ul>	警察署、消防署、役所、浄水場等 体育館等市町が指定した施設
啓開ルート	考え方	啓開目標
第1次啓開ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「内閣府の具体計画」の緊急輸送ルート及び拠点までのルート、</li> <li>・「四国広域道路啓開計画」の進出ルート(代替ルート含む)及び拠点までの啓開ルート</li> <li>・上記のリダンダンシーを確保するルート(国道11号ほか)</li> </ul>	概ね <b>24時間</b> 以内に啓開
第2次啓開ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次拠点までの啓開ルート</li> <li>・第1次及び第2次啓開ルートの代替ルート</li> </ul>	概ね <b>72時間</b> 以内に啓開

### ■想定される被害

- 南海トラフ地震(最大クラス)が発生した場合に道路で発生する被害として以下を想定。
- ①津波浸水被害
  - ②橋梁被害
  - ③落石や自然法面の崩壊
  - ④盛土法面の崩壊
  - ⑤沿道施設の崩壊
  - ⑥立ち往生車両と放置車両

## 3. 発災後の対応

### ■道路啓開の実施方法

- ①被災状況の収集・共有
  - ・道路管理者及び道路啓開実施者は、職員等の安否確認後、直ちに初動体制を立ち上げ、**速やかに被害状況を把握。**
  - ・被災状況を各災害対策本部に情報集約。
- ②優先啓開ルートの決定
  - ・被災状況により啓開に時間を要する箇所がある場合など、**必要に応じ迂回ルートを適切に設定。**
- ③啓開の実施
  - ・各道路管理者は、ルートの優先度に応じて啓開を実施。
  - ・各道路管理者は、災害対策法第76条の6の規定に基づく区間を指定。なお必要に応じて警察による交通規制を実施。
  - ・当面、**緊急車両の通行に必要な最低限の幅員(W=5.5m)を確保。**困難な場合は、1車線に加え待避所を設けることで対応。

### ■関係機関と連携

- ・迅速な道路啓開に当たり、**道路管理者が適切な役割分担のもと、関係機関と情報共有。**

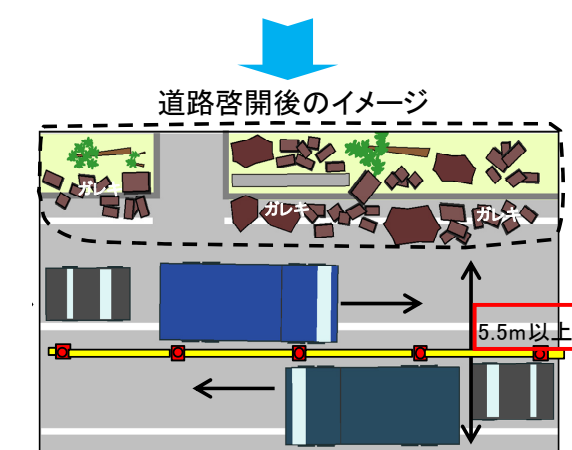
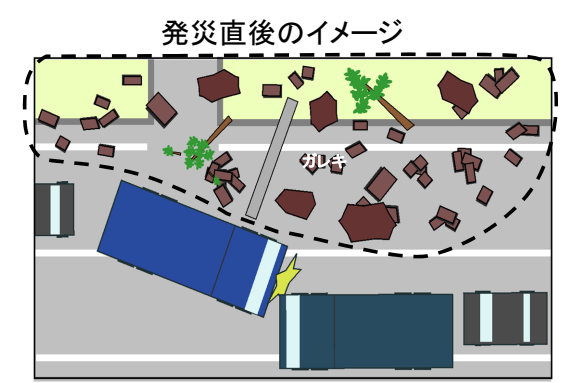


図 道路啓開イメージ

## 4. 今後の取り組み

- 計画の一層の実効性を高めていくため、引き続き関係機関の連携・協力体制の構築。
- より詳細な啓開実施方法等を示す「道路啓開手順書」の作成を検討。
- 道路管理者や啓開実施者らで共有する「道路啓開実施者の割付図」の整備。
- 必要に応じて関係機関・団体との協定の締結や見直しを検討。
- 訓練等を通じて、発災直後の被災状況把握から情報伝達・共有、啓開の実施に至るまでの各プロセスにおける課題を把握し、**本計画をスパイラルアップ。**

